

「三河港における船舶と陸地との間の交通場所並びに
貨物の積卸場所の指定について」の一部改正について

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定により、「三河港
における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定につい
て」（平成13年7月1日公示第1号）の一部を下記のとおり改正し、同法施
行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

令和8年8月4日

豊橋税関支署長 森 本 学

記

「三河港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指
定について」（平成13年7月1日公示第1号）の一部を次のように改正する。

別紙（新旧対照表）の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

附 則（令和8年公示第1号）
この公示は、令和8年9月1日から施行する。

三河港における船舶と陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所の指定について(平成13年公示第1号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後

1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所

外国往来船	交通経由場所
[略]	
(13)田原バイオマスパワー桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる桟橋に設置された保安用フェンス等の開門ゲート
(14)[略]	[略]
(15)[略]	[略]
(16)[略]	[略]

2. 貨物の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
[略]		
(10)田原バイオマスパワー桟橋	田原市緑が浜二号2番52、2番53地先	
(11)[略]	[略]	
(12)[略]	[略]	

改正前

1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所

外国往来船	交通経由場所
[同左]	
[項を加える。]	
(13)[同左]	[同左]
(14)[同左]	[同左]
(15)[同左]	[同左]

2. 貨物の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
[同左]		
[項を加える。]		
(10)[同左]	[同左]	
(11)[同左]	[同左]	